

法律科目試験問題（行政法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】 Xは、A県B市内で土地（以下「本件土地」という。）及び本件土地上の建物（以下「本件建物」という。）を所有し、そこでレストラン（以下「本件レストラン」という。）を営んでいる。本件建物は、戦前に外国人の邸宅として建設された大規模な洋館であり、本件土地が接する道路（以下「本件道路」という。）は、これに沿って古い洋館が建ち並ぶ通りとして著名である。

本件道路は、現在、幅約 6 メートルの一方通行道路であるが、B市は、市内の交通事情を改善することを目的として、本件道路を幅 12 メートルの対面通行道路にする事業（以下「本件事業」という。）を行うこととし、本件道路沿いの拡幅用地の買収を行っている。B市は、本件土地のうち、本件道路側の西洋庭園（以下「本件庭園」という。）となっている部分（以下「本件拡幅部分」という。）をXから買収しようとした。しかし、Xは、本件庭園は、本件建物と一体となって本件レストランの魅力を形成している上、本件庭園を用いたガーデンウェディングが本件レストランの重要な収入源となっており、本件拡幅部分が失われると本件レストランの経営が悪化するとして、買収に応じることを拒否した。そこで、B市は、土地収用法（以下「法」という。）による収用の手続をとることにした。

B市は、法にいう起業者（土地等の収用又は使用を必要とする事業を行う者）として、法 15 条の 14 により、Xを含む利害関係者への説明会を開催の上、A県知事に、法 16 条にいう事業の認定を申請した。A県知事は、本件事業が法 20 条の要件を充足すると認めて、事業の認定（以下「本件事業認定」という。）をし、告示した。これを受けて、B市は、本件拡幅部分につき、A県収用委員会に収用の裁決を申請し、A県収用委員会は、法 47 条の 2 により収用の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。本件裁決により、B市がXに行うべき損失補償及び本件裁決で定められた時期に本件拡幅部分の所有権をB市が取得することが決定された。

Xは、本件事業が行われると、多くの市民に愛されている本件道路沿いの歴史的な景観が破壊されるうえ、B市を訪れる観光客の減少による経済的なデメリットも予想されること、B市の人口は減少傾向にあり、交通事情の改善のために本件事業を行う必要性が乏しいこと、他のルートに新しい道路を設けることも可能であることなどの理由で、本件事業に対して強い疑問を抱いており、本件事業のために本件拡幅部分が収用されることに納得していない。そこで、Xは、訴訟を提起し、本件事業認定が法 20 条 3 号にいう「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」という要件に違反すると主張したいと考えているが、本件事業認定の取消訴訟の出訴期間が徒過しているため、本件裁決の取消訴訟のみを提起することにした。なお、本件裁決は、行政事件訴訟法 3 条 2 項にいう「処分」にあたる。

【設問】

(ア) Xの立場に立って、本件事業認定が法20条3号に違反するという主張を組み立てなさい。

(イ) Xは、本件裁決の取消訴訟において、本件事業認定が法20条3号に違反することを理由に、本件裁決の取消しを求めることができるか。行政行為の違法性の承継の理論を踏まえて述べなさい。